

## 当園の食物アレルギー対応について

### ○食物アレルギーがあるとわかったら…

- ・食物アレルギーがあると診断されたら、程度に関わらず医師記入による『生活指導管理表』の提出をお願いします。その後、保護者と職員で除去する内容や対応などについて話し合いを行います。
- ・提出書類が揃うまでは、給食提供はできません。すみやかに受診・書類の提出をお願いします。
- ・生活指導管理表に管理不要と記載がある場合は、その後の書類更新の必要はありません。
- ・卵・魚卵・ナッツ類・そば・甲殻類・キウイ の食物に関しては給食では提供していません。  
しかし、弁当日や災害時、製作等で把握が必要となるため、給食提供していない食物アレルギーでも、生活指導管理表の提出をお願いいたします。
- ・3ページ目には生活指導管理表記載の注意点を掲載しております。医師に記載してもらう前によくお読みいただき漏れのないようにお願いします。（記載漏れがある場合は再度医療機関へ受診していただくことがあります。）
- ・医師への記入書類は病院によっては有料となります。その場合保護者でのご負担をお願いいたします。
- ・本紙を確認の上、3ページ目に同意サインをお願いします。

### ○除去管理必要時の給食対応について

- ・医師の診断をもとに、可能な範囲で原因食品の除去（一部代替）対応をいたします。
- ・集団給食の制限がある中、複数の除去調理に対応するためにやむを得ず、アレルゲン以外の食品も一緒に除去することや、状況により品数が減る場合がありますが、ご了承ください。
- ・食物除去は該当食物の完全除去対応となります。一部除去対応は出来かねますのでご了承ください。
- ・生活指導管理表の更新時期については、医師が記載した‘除去期間’に基づいてお願いします。  
給食提供している食物 ⇒ 最長6カ月毎  
給食提供していない食物 ⇒ 医師の指示により1年以上可
- ・極微量混入（コンタミネーション ※以下①～⑤参照）の除去が必要・アレルギー食物が多品目の場合などは、給食提供ができません。その場合は、弁当の持参をお願いします。

⇒※コンタミネーションとは、極微量で反応が誘発される可能性がある以下のような場合を示します。

#### ①調味料・だし・添加物の除去が必要

（生活指導管理表の‘園での生活上の留意点’の項目『C.除去食品においてより厳しい除去が必要なもの』に○がある場合を含む）

#### ②加工食品の原材料欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの「本品製造工場では○○を含む製品を製造しています」

○原材料の採取方法によるもの「本製品で使用しているしらすは、えびかにかが混ざる漁法で採取しています」

○えびかにかを捕食していることによるもの「本製品で使用しているイトヨリダイは、えび、かにかを食べています」

#### ③食器や調理器具の共有ができない（※当園では食器は別、調理器具は共有のものを洗浄後使用）

#### ④油の共有ができない（揚げ油の再使用含む）

#### ⑤その他、上記に類似した給食で対応が困難と考えられる状況

## ○医師から園での与薬が必要と指示があった場合

食物アレルギー薬に関しては医師からの指示がある場合、特例として園でお預かりしています。

その場合の薬剤は、基本的に園で提供している食材がアレルギーの場合に誤食時対応としてお預かりします。しかし、給食提供していない食材でも、医師が園での預かりが必要と判断した場合は対応しますので、ご相談ください。園での与薬に関しては、『特例与薬実施に関する主治医意見書』と『与薬依頼書』の2種類の用紙の提出が必要になります。生活指導管理表に記載してある‘緊急時に備えた処方薬’欄の記入だけではお預かりすることが出来ませんのでご注意ください。

## ○提出書類について

★①④⑤に関しては当園のホームページからでも印刷可能です。

- ① 生活指導管理表（医師記入の意見書。下部に保護者の同意サイン記入要）
  - ② 同意書（保護者記入。本紙3ページ目にあり）
  - ③ アレルギー検査結果用紙のコピー（検査した場合のみ）
  - ④ 特例与薬実施に関する主治医意見書（医師記入）
  - ⑤ 与薬依頼書（保護者記入）
- 医師から園での与薬が必要と指示された方のみ
- <エピペン注射のお預かりに関しては、上記の書類に加えて>
- ⑥ 食物アレルギーにおけるエピペン及び内服薬に関する指示書 …医師記入
  - ⑦ 緊急時個別対応カード（裏面はエピペン実施時の経過記録表）…保護者記入

上記書類を提出していただき、看護師・保育士と面談させていただいてからエピペンをお預かりします。

## ○保育園でのアレルギー食物の除去対応が解除になる場合

医師から、アレルギーが改善しアレルギー食物の除去対応を解除してよいとの診断があった場合は、

『除去解除申請書』の提出が必要になります。解除指示があれば用紙をお渡ししますのでお声掛けください。

ご家庭で複数回摂取しても症状が誘発されない事をご確認の上、保護者の方が記入し提出して下さい。

提出確認後に除去食対応を解除させていただきます。（給食対応が可能な日からの除去解除になります）

## ○入園までの流れ（新入园児の方）

※食物アレルギーのある方は、入園前面接の時に必要提出書類をお渡しし、ご説明します。入園前までに医療機関を受診し、医師に必要書類を記入してもらうようお願いします。

※現在、離乳食摂取食材を試している段階の方で、乳児湿疹が強いお子さんは、食物アレルギーによる湿疹の場合があります。その場合は、給食開始までに医師に相談されることをおすすめします。

## ●生活管理指導表記載における注意点●

### ■生活管理指導表内、病型・治療 C. 原因食品・除去根拠について

- 1 鶏卵 ※給食では提供いたしません。  
生卵・半熟卵などの加熱不十分な卵のみ除去⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。
- 牛乳・乳製品 乳糖除去⇒「C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」に、  
コンソメなどの調味料まで除去が必要⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。  
※この場合給食提供はできません。
- 3 小麦 醤油・酢・味噌・コンソメなどの調味料・麦茶まで除去が必要⇒「C. 除去食品においてより  
厳しい除去が必要なもの」にその旨を記載してください※この場合給食提供はできません。  
大麦を原料とする押し麦を除去 ⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。
- 4 ソバ 給食では提供いたしません。
- 5 ピーナッツ 給食では提供いたしません。
- 6 大豆 大豆油・醤油・味噌などの調味料・加工食品のつなぎ等に含まれる微量の成分まで除去  
⇒「C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」にその旨を記載してください。  
※この場合、給食提供はできません
- 7 ゴマ ごま油まで除去 ⇒「C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」にその旨を記載  
してください。 ※この場合、給食提供はできません。
- 8 ナッツ類 給食では提供いたしません。
- 9 甲殻類 給食では提供いたしません。
- 10 軟体類・貝類 軟体類・貝類そのものは給食では提供いたしません、オイスターソースなどの調味料で  
は提供します。調味料まで除去⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。  
※この場合給食提供はできません。
- 11 魚卵 給食では提供いたしません。
- 12 魚類 原型のみ除去 ⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。  
加工品も除去 ⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。  
(加工品の魚種まで追跡することは困難なため、加工品すべて除去します)
- 13 肉類 エキスを含む調味料等まで除去⇒「C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」に  
その旨を記載してください。 ※ この場合、給食提供はできません。
- 14 果物 エキスを含む調味料等まで除去⇒「E. 特記事項」にその旨を記載してください。  
※この場合、給食提供はできません。

## 【 同意書 】

万博れんげ保育園 園長

園児氏名( )のアレルギー対応について

『当園の食物アレルギー対応について』の内容を理解し、同意します。

記入日 年 月 日

保護者氏名

園長：	印
受理日：	年 月 日